

株 主 各 位

証券コード 4167
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

東京都千代田区紀尾井町3番12号

株 式 会 社 コ コ ペ リ

代表取締役CEO 近 藤 繁

第16回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kokopelli-inc.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ココペリ」又は「コード」に当社証券コード「4167」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月21日（水）18時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木）10時00分
2. 場 所 東京都千代田区麹町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麹町 3階 会議室
**3. 目的事項
報告事項**
1. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役1名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎株主懇談会は開催致しませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るために社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
新任 まつもと なおと 松本 直人 (1980年3月23日生)	2002年4月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社 2016年3月 同社代表取締役社長 2022年6月 株式会社デジアラホールディングス社外取締役 (現任) 2022年7月 株式会社ABAKAM代表取締役（現任） 2022年8月 株式会社神戸大学イノベーションプラットフォーム（現株式会社神戸大学キャピタル）取締役（現任） 2022年9月 株式会社スマートバリュー社外取締役（現任） 2023年2月 株式会社フィル・カンパニー社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年2月 株式会社Kips社外取締役（現任）	—

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

松本直人氏は、地域金融や中小企業育成に精通し、上場企業のガバナンスや経営に豊富な知見を有しております、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 松本直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本直人氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は松本直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、松本直人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。松本直人氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が爽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の規模に適していること、また、同監査法人を選任することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査体制について検討を行った結果、適任であると判断したものです。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

名 称	爽監査法人														
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田3丁目15番3号 I・Sビル5階														
沿 革	2001年4月2日 爽監査法人設立														
概 要	<table><tr><td>出資金</td><td>1,600万円</td></tr><tr><td>構成人員</td><td>社員 8名</td></tr><tr><td></td><td>公認会計士 17名</td></tr><tr><td></td><td>その他の専門職員 1名</td></tr><tr><td></td><td>事務職員 1名</td></tr><tr><td></td><td>合計 27名</td></tr><tr><td>関与社数</td><td>25社</td></tr></table>	出資金	1,600万円	構成人員	社員 8名		公認会計士 17名		その他の専門職員 1名		事務職員 1名		合計 27名	関与社数	25社
出資金	1,600万円														
構成人員	社員 8名														
	公認会計士 17名														
	その他の専門職員 1名														
	事務職員 1名														
	合計 27名														
関与社数	25社														

以 上

事 業 報 告

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が、拡大防止の取り組みやワクチン接種の普及により緩和され、正常化への動きが見られるようになりました。一方、ロシアのウクライナ侵攻による資源・原材料価格の高騰や円安の影響もあり、先行きは不透明な状況が継続しております。

そのような状況下、当社グループは、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance（ビッグアドバンス）」を提供し、日本全国の地域金融機関と連携し、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながるソリューションを提供しております。

当社グループが提供する経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、オンラインにて、地域を超えた全国の企業とのビジネスマッチング、ホームページ作成、社内コミュニケーションツールとしての社内チャット及び全国の補助金・助成金の情報の提供などを通じて中小企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現を支援しております。2022年5月に株式会社CAMPFIREと提携し、「Big Advance」にクラウドファンディング機能を追加し、さらに同年10月には株式会社ジオコードとの連携を開始し、「Big Advance」利用企業が同社の勤怠管理ツール「ネクストICカード」をシームレスに利用できる「ちゃんと勤怠 byネクストICカード」をリリース致しました。さらに、2023年1月には「Big Advance」利用企業向けに請求書発行業務をオンラインで行うことのできる「ちゃんと請求書」をリリースしております。

また、2022年11月には株式会社市岡経営支援事務所の株式を100%取得し子会社化し、中小企業向けに補助金活用コンサルティングの提供を開始しました。

「Big Advance」を導入する金融機関数及びその顧客である中小企業会員数は、2023年3月末時点の導入金融機関数84社、会員企業数71,138社となりました。

一方、当連結会計年度は中期経営計画で示した通り、ユーザー数拡大や顧客単価向上のための新機能・新サービス開発等の成長投資を行い、積極的な人材採用や新機能・サービスの開発を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,776,181千円となり、営業利益は63,884千円、

経常利益は65,122千円、親会社株主に帰属する当期純利益は21,160千円となりました。

なお、当社グループはビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得金額	取得年月日
株式会社 市岡経営支援事務所	普通株式	20株	100%	460,000千円	2022年11月30日

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下の4点になります。

① 情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、ビジネスの根幹となるインフラ機能であり、また機密性の高い情報を多く扱っているため、セキュリティの確保や情報管理体制の継続的な強化をしていくことが重要であると考えております。情報セキュリティの認証資格を取得し、内部の情報管理に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、開発体制、営業体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループの経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働く環境や仕組みの構築、研修体制の充実等に取り組んでまいります。

③ システムの強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。

自然災害や事故等により、通信トラブルが生じた場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、システムの安定性確保のための人員確保、教育・研修の実施等を継続して努めてまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループの収益の中心は、サブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続してサービスが利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。引き続き、ユーザー数の拡大、顧客単価の上昇等のための機能拡充やデータの利活用に向けた開発費用や新規ユーザー獲得費用等の成長投資を行い、事業ストック収益を積み上げることで、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2020年3月期 (第13期)	2021年3月期 (第14期)	2022年3月期 (第15期)	2023年3月期 (第16期) 当連結会計年度
売上高(千円)	—	—	—	1,776,181
経常利益(千円)	—	—	—	65,122
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	—	21,160
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	2.70
総資産(千円)	—	—	—	2,204,411
純資産(千円)	—	—	—	1,820,268
1株当たり純資産額(円)	—	—	—	229.17

- (注) 1. 第16期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第15期以前の各数値は記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2020年3月期 (第13期)	2021年3月期 (第14期)	2022年3月期 (第15期)	2023年3月期 (第16期) 当事業年度
売上高(千円)	413,671	1,024,249	1,642,600	1,712,778
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△21,462	239,180	356,930	105,622
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△21,753	253,974	281,977	67,540
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△5.04	41.20	35.94	8.63
総資産(千円)	352,967	1,747,861	2,149,685	2,120,276
純資産(千円)	244,815	1,552,339	1,873,057	1,866,648
1株当たり純資産額(円)	△52.33	199.62	235.78	235.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行いましたが、第12期

の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の概要
株式会社市岡経営支援事務所	1百万円	100%	補助金活用コンサルティング

(注) 株式会社市岡経営支援事務所は、2022年11月30日付の株式取得により当社の完全子会社となりました。

(11) 主要な事業内容

ビジネスプラットフォーム事業

(12) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
九州営業所	福岡県福岡市中央区
東海営業所	愛知県名古屋市中村区

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
88名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイトを含む）は含まれておりません。
2. 第16期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名	23名増	36.7歳	2.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイトを含む）は含まれておりません。

③ 労働組織の状況

労働組織は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(14) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 27,860,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 7,911,230株

(3) 株主数

普通株式 4,866名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
近藤繁	2,397	30.7
森垣昭	391	5.0
近藤淳	280	3.6
松尾幸一郎	267	3.4
株式会社東広	261	3.4
近藤正武	249	3.2
SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合	204	2.6
TIS株式会社	188	2.4
有限会社松システム	175	2.2
株式会社SBI証券	158	2.0

(注) 持株比率は自己株式(103,973株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、取締役に対して株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	5,000 株	2 名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

	第3回－1新株予約権	第5回－2新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	2017年6月28日	2020年2月28日	2021年6月22日	
新株予約権の数(個)	200 (注1)	1,000 (注1)	10	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,000	普通株式 72,100	普通株式 1,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	129	363	4,400	
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年5月31日	自 2022年3月1日 至 2030年2月28日	自 2023年7月2日 至 2031年7月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 129 資本組入額 65	発行価格 363 資本組入額 182	発行価格 6,711 資本組入額 3,359	
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 14,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	—	—	—
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日をもって1株につき70株の割合をもって株式分割を行っております。
2. 下記のいずれかに該当することとなった場合、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。
- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 - ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した

場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。)

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2022年6月23日
新株予約権の数（個）		540
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）		普通株式 54,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）		801
新株予約権の行使期間		自 2024年7月9日 至 2032年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 1,244 資本組入額 622
新株予約権の行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	交付者数 60名 交付数 54,000株

(注) 下記のいずれかに該当することとなった場合、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 C E O	近 藤 繁	
取 締 役	兼 子 真 人	
取 締 役	松 尾 幸一郎	有限会社松システム取締役
常 勤 監 査 役	曾 根 正 昭	
監 査 役	廣瀬 文 慎	株式会社ZOZO取締役兼COO
監 査 役	大 村 由紀子	弁護士 株式会社アシロ社外取締役 株式会社ハルメクホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役松尾幸一郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役曾根正昭氏、廣瀬文慎氏及び大村由紀子氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役全員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月15日開催の取締役会において決議し、2021年6月22日開催の取締役会で一部改定致しました。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬及び新株予約権報酬により構成します。

基本報酬は月例の固定報酬とし、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、毎月現金で支払うものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び新株予約権報酬（ストック・オプション）とします。

譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。同様の考え方に基づき、社外取締役に対しても、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬を設定します。

新株予約権（ストック・オプション）を付与する場合、割当数については担当業務及び従業員等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定し、定時株主総会後に付与するものとします。

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される基本報酬と新株予約権報酬の割合とします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第14回定時株主総会において、株式報酬の額を20百万円以内（うち、社外取締役分は年額5百万円以内）、株式数の上限を年5,000株以内（うち、社外取締役分は1,250株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役CEO近藤繁が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。なお、新株予約権報酬は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役CEOが最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	30,931千円 (4,098千円)	28,266千円 (3,600千円)	—	2,664千円 (498千円)	3名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	10,158千円 (10,158千円)	9,000千円 (9,000千円)	—	1,158千円 (1,158千円)	3名 (3名)

(注) 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項及び3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載の通りです。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松尾幸一郎氏は、有限会社松システムの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役廣瀬文慎氏は、株式会社ZOZOの取締役兼COOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役大村由紀子氏は、株式会社アシロ及び株式会社ハルメクホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況等	
取締役 松 尾 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席致しました。 出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、長年に亘る豊富なシステム開発及び運用に係る知見や経営者としての経験から、当社の経営に適切な助言を行っております。
監査役 曽 根 正 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回に出席致しました。出席した取締役会及び監査役会において、監査役としての立場から、経営全般に関する事項について適宜発言を行っております。
監査役 廣瀬文慎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回に出席致しました。出席した取締役会及び監査役会において、監査役としての立場から、経営全般に関する事項について適宜発言を行っております。
監査役 大 村 由紀子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回に出席致しました。 出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての見識に基づき、妥当性・適正性を確保する観点から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要是以下の通りであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。

ハ コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、「リスクマネジメント委員会」を設置して、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的実施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。

ニ 内部監査担当部門は、当社及び当社子会社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。

ホ 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報規程を設け、適切に対応する。

ヘ 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。

ト コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

ロ 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び、中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定期取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ハ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ニ 取締役会は、当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(d) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社子会社の業務の適正を確保するため、担当部署に担当者を配置し、関係会社管理規程に基づいて当社子会社を管理する。担当部署は、当社子会社から当社に必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要な業務の執行等について必要に応じて当社の取締役会に報告する。
- 当社の内部監査担当部門は、定期的に当社子会社の業務を監査し、その結果を当社の代表取締役に報告する。

(e) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスクマネジメント委員長を中心とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ハ リスクマネジメント委員会での状況のレビューや結果は、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任又は兼任の使用者を置くこととする。
 - 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用者は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (g) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び当社子会社の取締役及び使用者は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役又は監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用者に対して、その説明を求めることができるものとする。
 - ハ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社及び当社子会社の取締役及び使用者は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。
 - ハ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業

務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(a) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(b) コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その改装に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めています。

(c) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会において、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告致しました。

(d) 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施致しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当などの決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

2023年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,646,932	【流動負債】	246,300
現金及び預金	1,486,093	買掛金	7,138
売掛金及び契約資産	90,246	1年内返済予定の長期借入金	41,309
仕掛品	248	未払法人税等	13,305
前払費用	27,029	契約負債	24,249
未収入金	36,481	その他の	160,297
その他の	7,614	【固定負債】	137,843
貸倒引当金	△780	長期借入金	134,783
		その他の	3,060
【固定資産】	557,478	負債合計	384,143
有形固定資産	91,243	純資産の部	
建物附属設備	66,661	科	目
工具、器具及び備品	24,582	【株主資本】	1,789,178
無形固定資産	388,462	【資本金】	810,820
ソフトウエア	91,505	【資本剰余金】	785,120
ソフトウエア仮勘定	53,113	【利益剰余金】	277,678
のれん	243,843	【自己株式】	△84,440
投資その他の資産	77,772	【新株予約権】	31,089
繰延税金資産	14,065		
その他の	64,085	純資産合計	1,820,268
貸倒引当金	△378		
資産合計	2,204,411	負債純資産合計	2,204,411

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額		
【売 上 高】			1,776,181
【売 上 原 価】			810,090
【売 上 総 利 益】			966,090
【販 売 費 及 び 一 般 管 理 費】			902,206
【営 業 利 益】			63,884
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		16	
雜 収 入		2,307	2,324
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息		536	
自 己 株 式 取 得 費 用		399	
雜 損 失		150	1,086
【経 常 利 益】			65,122
【特 別 利 益】			
投 資 有 價 証 券 売 却 益		2	2
【特 別 損 失】			
固 定 資 產 除 却 損		61	61
【税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益】			65,063
【法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税】		41,872	
【法 人 税 等 調 整 額】		2,030	43,903
【当 期 純 利 益】			21,160
【親会社株主に帰属する当期純利益】			21,160

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	808,284	782,584	267,555	△136	1,858,286	14,770	1,873,057
当 期 变 動 額							
新 株 の 発 行	2,536	2,536			5,072		5,072
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			21,160		21,160		21,160
自 己 株 式 の 取 得				△99,935	△99,935		△99,935
自 己 株 式 の 処 分			△11,037	15,631	4,593		4,593
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)						16,318	16,318
当 期 变 動 額 合 計	2,536	2,536	10,123	△84,304	△69,108	16,318	△52,789
当 期 末 残 高	810,820	785,120	277,678	△84,440	1,789,178	31,089	1,820,268

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社市岡経営支援事務所

当連結会計年度より、株式会社市岡経営支援事務所の株式を取得したため、同社を連結子会社に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

□ 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（3年内）に基づく定額法を採用しております。

② 重要な引当金の基準

イ 貸倒引当金	売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは中小企業の成長を支援するBtoB・SaaSモデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しており、具体的には、①中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」、②AI（人工知能）モジュール「FAI」、③ITサポートサービスの提供を行っております。これらから発生した収益に係る計上基準は次の通りであります。

それぞれの事業においては、主にシステム開発等及びシステム利用サービスの提供並びに保守運用サービスの提供を行っております。

システム開発等については、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準で収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム利用サービスについては、各種システムのサービス提供を、保守運用については、各種システムの運用管理、保守メンテナンスサービスの提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

□ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果を発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2.会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	243,843

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は当連結会計年度において、株式会社市岡経営支援事務所の発行済全株式を取得し、連結子会社化しております。当該株式取得により生じたのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。なお、当連結会計年度においては、認識されたのれんについて、減損の兆候がないと判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された予算を含む事業計画に基づいて見積っております。事業計画においては、過年度実績や将来の成長見込等を勘案した予測売上高が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該会計上の見積りについて、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	14,065

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針により、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上の大宗を占めるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数は見積りの不確実性があり、導入金融機関数及び企業会員数の変動に伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。ただし、当社グループにおいては、当連結会計年度の業績への影響は軽微であり、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	37,131千円
建物附属設備	9,321千円
工具、器具及び備品	27,809千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 7,911,230株

- (2) 当該連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 103,973株

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 141,820株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、又は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従いリスク管理を行っています。

営業債務である未払費用は1年以内に支払期日が到来するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い定期的に取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、未払費用等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (一年内返済予定の長期 借入金を含む)	176,092	175,881	△210
負債計	176,092	175,881	△210

(3) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金を含む)	—	175,881	—	175,881
負債計	—	175,881	—	175,881

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	Big Advance	その他のサービス (注)1	合計
一時点で移転される財又はサービス (注)2	8,000	65,842	73,842
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,629,753	72,585	1,702,339
顧客との契約から生じる収益	1,637,753	138,428	1,776,181
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,637,753	138,428	1,776,181

(注) 1. 「その他のサービス」は、FAI及びITサポートサービス並びに補助金活用コンサルティングサービスによって構成されております。

2. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(注記事項) 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記の通りです。

(単位：千円)

	2023年3月31日	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	98,238	90,246
契約資産	2,386	—
契約負債	8,755	24,249

契約資産は、主にビジネスプラットフォーム事業における履行義務の充足に伴う収益の認識によって増加し、顧客による検収を受けて請求を行うことにより減少致します。

契約負債は、主にビジネスプラットフォーム事業において契約に基づく役務の提供に先立って受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

なお、期首における契約負債のうち、当連結会計年度において収益に認識した金額は8,755千円であります。

また、当連結会計年度において、株式会社市岡経営支援事務所を子会社化したことにより「顧客との契約から生じた債権」が1,375千円、「契約負債」が20,740千円増加しております。

②残存する履行義務に配分された取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 229円17銭

1株当たり当期純利益 2円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社市岡経営支援事務所

事業の内容 補助金活用コンサルティング

②企業結合を行った主な理由

株式会社市岡経営支援事務所は、中小企業向けに補助金活用コンサルティングを手掛けており、補助金支援実績は東海地域でトップクラスを誇り、高いコンサルティング能力を有しております。

当社は、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」を開発・運営しており、株式会社市岡経営支援事務所の補助金活用コンサルティングサービスとの親和性が高いことに加え、「Big Advance」のパートナーである金融機関との連携を通じた一層の業況の拡大が見込めるため、子会社化するに至りました。

③ 企業結合日

2022年11月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年12月1日から2023年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	420,000千円
取得原価		420,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料 40,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

261,261千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却であります。

貸借対照表

2023年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,359,854	【流動負債】	178,618
現金及び預金	1,215,035	1年内返済予定の長期借入金	18,326
売掛金及び契約資産	88,871	未 払 金	81,857
仕掛品	248	未 払 費 用	53,605
前払費用	20,976	未 払 法 人 税 等	7,493
未収入金	35,371	未 払 消 費 税 等	6,760
その他の	112	契 約 負 債	3,508
貸倒引当金	△762	預 り 金	7,066
【固定資産】	760,422	【固定負債】	75,010
有形固定資産	89,462	長期借入金	75,010
建物附属設備	65,341	負債合計	253,628
工具、器具及び備品	24,120	純資産の部	
無形固定資産	144,618	科 目	金 額
ソフトウエア	91,505	【株主資本】	1,835,558
ソフトウエア仮勘定	53,113	【資本金】	810,820
投資その他の資産	526,340	【資本剰余金】	785,120
関係会社株式	460,000	資本準備金	785,120
破産更生債権等	378	【利益剰余金】	324,058
長期前払費用	1,973	その他利益剰余金	324,058
繰延税金資産	6,492	繰越利益剰余金	324,058
長期未収入金	9,324	【自己株式】	△84,440
差入保証金	48,550	【新株予約権】	31,089
貸倒引当金	△378	純資産合計	1,866,648
資産合計	2,120,276	負債純資産合計	2,120,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
[売 上 高]		1,712,778
[売 上 原 価]		779,316
[売 上 総 利 益]		933,462
[販 売 費 及 び 一 般 管 理 費]		829,022
[営 業 利 益]		104,439
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	15	
雜 収 入	1,884	1,900
[営 業 外 費 用]		
自 己 株 式 取 得 費 用	399	
支 払 利 息	317	716
[経 常 利 益]		105,622
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 却 損	61	61
[税 引 前 当 期 純 利 益]		105,561
[法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税]	36,060	
[法 人 税 等 調 整 額]	1,961	38,021
[当 期 純 利 益]		67,540

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金								
	資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	808,284	782,584	782,584	267,555	267,555	△136	1,858,286	14,770	1,873,057				
当期変動額													
新株の発行	2,536	2,536	2,536				5,072		5,072				
自己株式の取得						△99,935	△99,935		△99,935				
自己株式の処分				△11,037	△11,037	15,631	4,593		4,593				
当期純利益				67,540	67,540		67,540		67,540				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								16,318	16,318				
当期変動額合計	2,536	2,536	2,536	56,503	56,503	△84,304	△22,728	16,318	△6,409				
当期末残高	810,820	785,120	785,120	324,058	324,058	△84,440	1,835,558	31,089	1,866,648				

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は中小企業の成長を支援するBtoB・SaaSモデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しており、具体的には、①中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」、②AI（人工知能）モジュール「FAI」、③ITサポートサービスの提供を行っております。これらから発生した収益に係る計上基準は次の通りであります。

それぞれの事業においては、主にシステム開発等及びシステム利用サービスの提供並びに保守運用サービスの提供を行っております。

システム開発等については、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準で収益を認識し

ております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム利用サービスについては、各種システムのサービス提供を、保守運用については、各種システムの運用管理、保守メンテナンスサービスの提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

2. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	460,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は株式会社市岡経営支援事務所の株式を当事業年度に取得いたしました。市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。当該関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力を反映した金額を基礎として算定しております。当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法に用いた主要な仮定

会計上の見積りに用いた主要な仮定は、「連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該会計上の見積りについて、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	6,492

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産 (2)」の内容と同一であります。

3. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、「流動負債」の「未払費用」に含めていた未払額の一部を、表示の明瞭性を高める観点から「未払金」と区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「未払費用」に表示していた100,888千円は、「未払金」として組替えを行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	35,640千円
建物附属設備	8,411千円
工具、器具及び備品	27,229千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	103,973株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,540千円
貸倒引当金	37 //
減価償却超過額	6,722 //
その他	4,995 //
繰延税金資産小計	13,296千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,804 //
評価性引当額小計	△6,804 //
繰延税金資産合計	6,492千円

7. 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針(3)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	235円11銭
1株当たり当期純利益	8円63銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ココペリ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義

業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココペリの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取りや会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ココペリ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココペリの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告の記載されている会社の事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

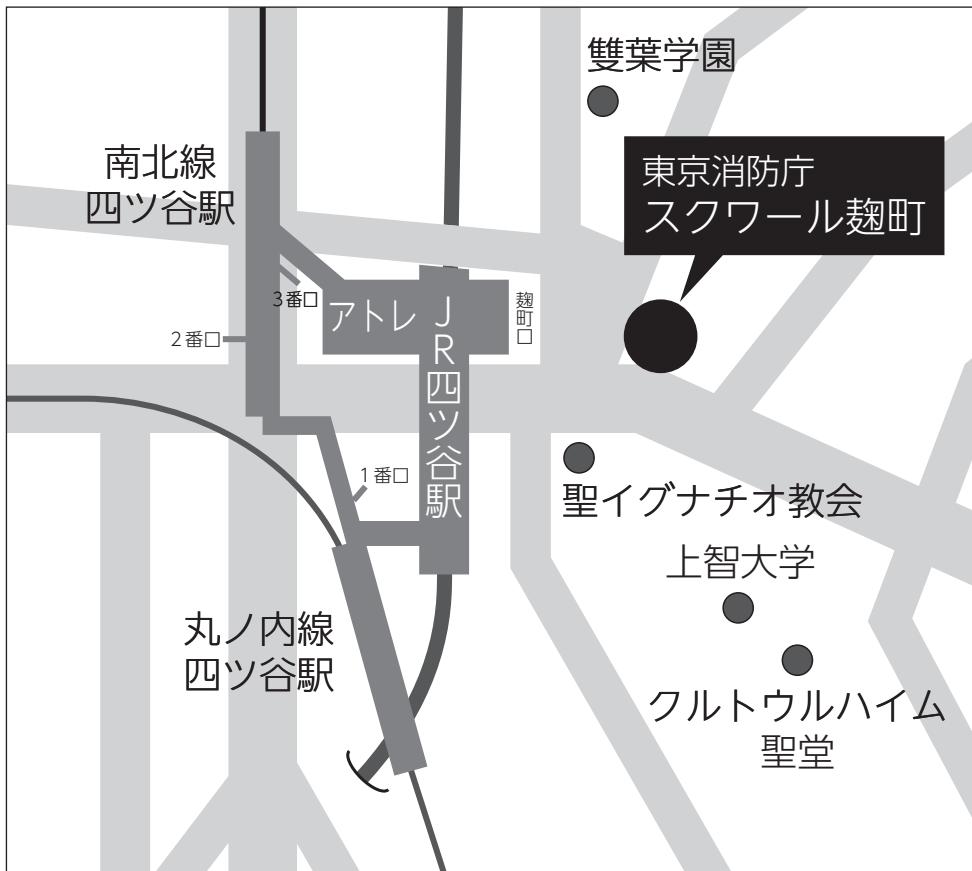
株式会社ココペリ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 曽根正昭㊞
社外監査役 廣瀬文慎㊞
社外監査役 大村由紀子㊞

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麹町 3階 会議室
電話 03-3234-8739



交通：JR中央線四ツ谷駅 麹町口より 徒歩約30秒

東京メトロ丸ノ内線四ツ谷駅 1番口より 徒歩約3分

東京メトロ南北線四ツ谷駅 3番口より 徒歩約1分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいますよう
お願い申し上げます。